



委員 千葉 力男さん (志羅山) 委員 千葉三智枝さん (更の上) 委員 高橋 禎彦さん (加羅楽) 新任 委員 千葉 博さん (要害) 新任 会長職務代理者 青木 長男さん (赤羽根) 会長 石川文士良さん (生江田)

町農業委員会会長に石川さん 新たな委員7人が決まる



委員 高橋 正洋さん (花立) 新任

任期満了に伴う町農業委員に、7人II写真。委員は右から議席順に掲載IIが決まりました。各種農業団体から推薦され、議会の同意を経て、7月20日に役場で町長から任命書を受け取りました。その後の臨時総会で、農業委員会会長に石川文士良さん、会長職務代理者に青木長男さんが選ばれました。同日は、農地利用最適化推進委員(12人)も選出しました。

農地法に基づく農地の売買・賃貸の許可などを決定する業務に加え、農地などの利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)を重点課題として、両委員合わせて19人で取り組みます。両委員の任期は、7月20日から3年間です。

■問い合わせ先
農業委員会事務局
☎46-5567

「東西大路」沿いの建物跡

観自在王院南側の毛越寺通り沿いで、住宅建築に伴う発掘調査を行いました。「吾妻鏡」には、観自在王院の南側に「高屋」と呼ばれる倉が並んでいたと書かれています。今回の調査では高屋のような大きな柱穴の建物跡はなかったものの、複数の掘立柱建物跡が見つかりましたII写真II。

今回の調査区から約40m西側の地点で行われた平成14年と17年の発掘調査では、高屋とみられる建物跡が見つかったものの、今回の調査区までは「倉町」が広がっていません。この調査区では、毛越寺から東方向へ延びる幅約30mとされる大きな道路跡(東西大路)が見つかっておりII写真II、今回見つかった建物は、この大路沿いに並ぶ屋敷の一部とみられます。

遺物としては、国産陶器やかかわらけの細片などが少量出土しました。



【写真1】北から見た調査区全景です。奥の南側を中心として、3棟以上の建物を確認しました。



今回の調査区

【写真2】当時の東西大路のイメージ。毛越寺前から町道立石線、保健センター付近を経由して平泉駅の東側まで通っていたことが確認されています。

町エネルギー価格高騰対策負担緩和支援金を交付します

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少やエネルギー価格高騰などによる負担緩和のため、町内の中小企業者などを対象とした支援金を交付します。

- 対象
町内に店舗か事業所があり、事業を行っている中小企業者など
- 支援金額
法人100,000円、個人事業主50,000円
- 支給の要件
①令和4年12月～令和5年5月のうちの1カ月間の売り上げが、過去3年間の同月に比べて10%以上減少している
②上記①で選択した月に支払ったエネルギー(事業に要する電気、ガス、ガソリンなどの燃料)費の単価が、前年同月より増加している
※貨物自動車運送事業者は、②のみで申請可
- 申請時に必要な書類
▷申請書兼請求書
▷支給要件確認表
- ▷売上減少が分かる売上台帳など
▷選択した1カ月の事業用エネルギー料金が支払い済みであることを証明する書類
▷振込先口座の通帳の写し
※上記のほか、法人、個人事業主ごとに必要な書類があります
- 申請期限…9月29日(金)
- 申請書などの入手方法
申請書兼請求書と支給要件確認表は、町や平泉商工会のホームページからダウンロードできるほか、観光商工課と平泉商工会で取得できます。
- 申請先…平泉商工会
※貨物自動車運送事業者は、観光商工課
- 問い合わせ先
観光商工課 ☎46-5572
平泉商工会 ☎46-3560

町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給します

電力やガス、食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を対象に、給付金を支給します。

- 対象世帯(いずれかに当てはまる世帯)
①本年度、世帯全員が「住民税均等割が非課税」の世帯
②予期せず1月以降に収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯
- 給付額…1世帯30,000円
- 支給対象者…対象世帯の世帯主
- 申請方法
▷対象世帯①で、確認書が送付された世帯
必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返信してください。
▷対象世帯①のうち、確認書が送付されていない世帯
1月2日以降に転入した人がいる場合や、未申告者を含む世帯には確認書が送付されていません。世帯全員に住民税が課税されておらず、対象となる人は申請が必要です。
- ▷対象世帯②
申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに町民福祉課に持参するか郵送してください。
- 申請期限…10月31日(火)
※対象世帯②は、12月28日(木)
- 支給方法
確認書や申請書が提出され次第審査し、世帯主に順次支給します。
- 申請書の入手方法
町ホームページからダウンロードできるほか、町民福祉課で取得できます。
- 問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562